

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：34504

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13559

研究課題名（和文）契約内容に対する主観と客観の影響 契約補充理論を中心として

研究課題名（英文）Influence of subjectivity and objectivity on the contents of a contract

研究代表者

山代 忠邦（Yamashiro, Tadakuni）

関西学院大学・法学部・准教授

研究者番号：80738881

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、契約当事者の意思表示に合致がない事項を補充するという契約内容の補充の問題に対して、契約当事者の意思と客観的規範とがどのような関係にあり、どのような役割を果たすのかを検討した。そして、契約内容の補充は、法的評価を経していない客観的事実に対して法的拘束力を付与するために規範的評価を加える作業であり、その際、契約当事者の意思が第1の拠り所となるわけではないことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

契約内容の補充の方法に関して民法典に規定はなく、現状では、これについて裁判官がとるべき明確な思考枠組みはなく、そのため、補充される契約内容に関して訴訟当事者の予見可能性は高くないといえる。本研究は、客観的規範を直接の根拠として補充される契約内容を導出することが妥当であると考え、予見可能性の高い契約内容の補充に関する理論的枠組みを確立しようと試みたものであり、この点で社会的意義を有している。

研究成果の概要（英文）：This research aimed to clarify the influence of the intention of parties and the rules of law in the issue of the supplement of the parties' agreement. The supplement of the parties' agreement is a part of process of giving legal binding force to facts that have not evaluated legally, and then, in this process, the intention of parties couldn't be the primary foundation.

研究分野：民法

キーワード：契約法 契約内容 契約補充 意志自律

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

改正民法は、「契約」を尊重するという考え方を基礎に、契約に関する問題を解決するための規範を導き出そうとしている。このようにして紛争を処理しようとするならば、「契約」がいかなる内容を有しているのかを確定する作業が重要となり、裁判官は、合意がなされていない義務に起因する紛争を解決するため、契約内容の補充をする必要がある。

ところが、契約内容の補充の方法に関して民法典に規定はなく、現状では、これについて裁判官がとるべき明確な思考枠組みはなく、そのため、争点となる義務の有無に関して訴訟当事者が主張・立証すべき事項も明らかでない。現代社会の基盤をなす契約制度を国民にとってよりよいものとするためには、契約の拘束力の根拠の1つである当事者の意思を重視し、契約目的達成に資するものであると同時に、当事者らにとって、訴訟における主張立証対象が明確であり、結果に対する予見可能性の高い契約内容の補充方法を確立することが必要となっている。

### 2. 研究の目的

本研究は、当事者意思が契約内容の確定及び合意への効力付与に対して影響を与える要件及び範囲、並びに当事者意思と客観的規範の関係を考察し、契約内容に対する主観と客観の領分を明らかにするとともに、訴訟において契約内容の補充が問題となった場合に、裁判官がとるべき思考枠組み、訴訟当事者が主張・立証すべき対象を提示することを目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究では、民法典に契約内容の補充に関する条文があるフランス法を比較の対象とし、当事者意思が契約内容の確定及び合意への効力付与に対して影響を与える要件及び範囲、並びに当事者意思と客観的規範の関係についての知見の収集・分析を行なった。

具体的には、「合意は、そこに表明されることだけでなく、債務の性質に従って衡平、慣習又は法律がそれに与えるすべての結果についても、義務を負わせる。」と定めているフランス民法典旧 1135 条、及び「契約は、そこに表明されることだけでなく、衡平、慣習又は法律がそれに与えるすべての結果についても義務を負わせる。」と定めているフランス民法典 1194 条の機能について文献調査を行い、以下の3点の分析を行った。契約内容の補充は契約の解釈としてなされるのかといった、契約内容の補充と契約の解釈との論理的関係。契約の補充に関連する契約類型や債務の性質の機能。意思自律の原則とフランス民法典 1194 条(旧 1135 条)及び契約の補充との関係。また、フランスにおけるフランチャイズ契約をはじめとする流通契約(contrat de distribution)の契約内容に関する議論状況の分析も行なった。

そのうえで、契約内容の補充における契約当事者の意思と客観的規範の関係を検討し、契約内容の補充に関する理論的枠組みを提示することを試みた。

### 4. 研究成果

以上に示した研究の方法に従って研究を進めた結果、下記の研究成果を得ることができた。

#### (1) フランス法における契約内容の補充について

##### 契約内容の補充と契約の解釈との論理的関係

フランス民法典旧 1135 条の法的性質について、見解の対立があることが明らかになった。具体的には、以下のとおりである。

19 世紀には、合意の誠実な履行を定めた旧 1134 条 3 項の規律内容の単なる反復に過ぎないとする見解、合意の解釈に関する規律の一環とし、契約当事者の共通の意図を明らかにするものとする見解、当事者の共通の意図の探求という本来的な解釈とは異なった、合意内容の拡張という法的作用に関する規律とする見解が対立していた。

現在、フランス民法典 1194 条(旧 1135 条)による契約内容の補充は、当事者の明示又は黙示の意思表示の解釈としてなされるものではないとする見解が有力である。

##### 契約内容の補充における契約類型や債務の性質の機能について

フランス民法典 1194 条(旧 1135 条)による契約内容の補充を当事者の明示又は黙示の意思表示の解釈としてなされるものとは理解しない場合、同条による契約内容の補充は、当事者意思を直接の基準とはせず、当事者が契約を締結した目的に適した契約の類型・構造に照らした客観的規範に基づきなされるということ、補充される内容は本質的債務に資する付随的なものであることが明らかになった。

また、流通契約に関する考察から、供給業者(fournisseur)、販売業者・流通業者(distributeur)及び顧客の間の垂直的な関係だけでなく、直接の契約関係にない、流通ネットワークを構成する各販売業者・流通業者間の水平的な関係も、契約内容の補充にあたって考慮とされていることがわかった。

契約内容に対する主観と客観の領分について

フランス民法典 1194 条(旧 1135 条)の機能に関する考察から、契約内容の確定について以下の知見を得た。

契約内容を確定する過程は、当事者の意思表示を検討対象にする次元と、その意思表示の内容から導出される当事者の締結した契約の類型・構造を検討対象にする次元とに区別される。

同条による契約内容の補充は、当事者による合意内容に変更・修正をもたらすものとは位置付けられない。

同条による契約内容の補充は、契約という法制度を不安定にするものではなく、むしろこれに安全性をもたらすものであるといった旨の評価が存在している。

## (2) わが国における議論の再検討

契約内容が補充される際の実体法理論に関して、以下のことが確認された。

わが国において契約内容の補充が「契約の解釈」として論じられる際、そこで「解釈」の対象とされているのは、個々の契約当事者の意思ではなく、合意により成立した有機体としての契約である。

法の適用のように客観的規範を基準として契約内容を補充する場合と、契約の解釈として個別具体的な契約当事者の意思を拠り所として契約内容を補充する場合とで、考慮される要素に大差はない。

契約内容を確定する作業は、法的評価を経していない客観的事実に対して法的拘束力を付与するために規範的評価を加える作業であり、契約内容の補充は、契約内容の確定作業の一部をなしているため、これもまた客観的事実に対して法的拘束力を付与するために規範的評価を加える作業である。

## (3) 総括

以上のことから、本研究では、契約内容の補充における契約当事者の意思と客観的規範の関係として以下の示唆を得ることができた。

契約内容の補充が、契約当事者の意思表示に合致がない事項を補充することに鑑みると、契約当事者の意思を直接の根拠として補充される内容を導出することは困難であって、客観的規範を直接の根拠として補充される内容を導出するのが妥当である。もっとも、補充される内容は、契約当事者が契約締結に至った目的を達成させるために資すると規範的に評価されたものであることから、契約当事者の意思は、「契約の目的」という概念を介して間接的に補充される内容に影響を及ぼす。契約制度を利用し、契約を成立させるという段階における契約内容の確定とは異なり、成立した契約の内容を補充する場合、契約当事者の意思は、どのような目的をもって契約制度を利用したのかという観点から参照されるものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山代忠邦	4. 巻 31
2. 論文標題 COVID-19の蔓延に伴う契約解除に関する特例 - 特定の観光旅行契約及び滞在契約の異例かつ不可避の事態又は不可抗力による解除の財政条件に関する2020年3月25日のオルドナンス第315号, 並びに文化及びスポーツ分野における特定の契約の不可抗力による解除の財政条件に関する2020年5月7日のオルドナンス第538号	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 68-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山代忠邦	4. 巻 31
2. 論文標題 COVID-19の蔓延に伴う期間の延長 - 公衆衛生に関する緊急期間中に満了する期間の延長及びに当該緊急期間中の手続の実施に関する2020年3月25日のオルドナンス第306号	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 72-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山代忠邦	4. 巻 259
2. 論文標題 広告塔設置のために屋上の一部に専用使用権を設定する条項	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 84-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------